

吹田市立教育・保育施設条例等の一部改正の骨子案

1 概 要

吹田市立教育・保育施設条例は、吹田市立の教育・保育施設の設置等に関し必要な事項を定め、吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則は、吹田市立の幼保連携型認定こども園の管理運営に関し必要な事項を定めています。

施設老朽化が進む南山田幼稚園及び山田保育園については、教育・保育環境の改善、利用者の利便性の向上及び施設の効率的な運営を目的として、令和7年度に幼保連携型認定こども園として統合する方針を決定しています。新たに設置する幼保連携型認定こども園の施設については、費用の節減を図るため、旧南山田デイサービスセンター跡地に新たに建設することとし、設計や用地の整備を進めています。

今回、新施設の設置等のために必要な同条例の一部改正、学級数等を定めるために必要な同規則の一部改正をそれぞれ行うものです。

2 改正内容

(1) 吹田市立教育・保育施設条例

南山田幼稚園及び山田保育園の設置に係る規定を削除するとともに、幼保連携型認定こども園として「やまだこども園」を設置することとし、その位置を「吹田市尺谷27番1号」(予定)と定めます。また、やまだこども園の定員を118人とします。

(2) 吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則

「やまだこども園」の学級数は3とし、3歳児の定員は24人、4歳児及び5歳児の定員はそれぞれ30人とします。

3 施行予定日

令和7年(2025年)4月1日